



報

みなみおくに

発行 南小国町役場 TEL 2-1111 印刷 穴井印刷 TEL 6-3118

町の人口

11月末現在

総人口 5,730人

男 2,725人

女 3,005人

世帯数 1,353戸

1976

No.146

迎春

1

月号/51

初日

静かな夜のベールを取り除くように、一九七六年の新たな光が、東の九住連山を浮彫りに照らす。

ここ南小国郷は、阿蘇外輪山の北端と九住連山の裾野に広がる山波につつまれた山村で、人口わずか五千数百の民を有し、膨大な自然の恵みをはぐくみながら、昔ながらの素朴な人情と庶民的な風格を身に備え、生活に勤しんでいる。

新春を迎え、ことしは地方行政にとつては一番窮屈な年になりそうで、経済面での圧迫をしいられている時期でもあります。町民の皆様とともに苦楽を分かちあい、心の糧を充実させたい一年でもあります。

新しい年への夜明である。

今年こそは良い年でありますように……

過ぎ去りしもの／＼の憂き事は忘れて

さあ 新しい年への第一歩を 力強く踏出そう。

“元日や 晴れて雀の 物語り”

成人の日を迎え、新たに選挙 一、字数

権を得られた方々に、自治省 一六〇〇字以内(四〇〇字詰

「明るい選挙推進協議会」では 原稿用紙四枚以内)

次の要領により作文を募集して 三、応募資格

います。ふるって応募方お願いします 昭和三十年一月一日から三十

一年十二月三十一日までの間

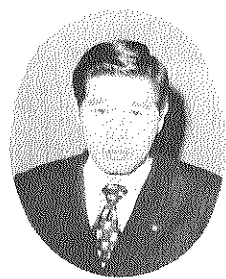
一、応募内容と標題 一、応募内容と標題

最近の選挙において、あるいは 四、受付・締切期日

は「成人の日」を迎え、その 昭和五十年十二月一日より五

内容にふさわしいものとする。 十一年一月三十一日まで。

五、その他詳細は、役場総務課へ



町長 藤堂 真人

一九七六年の新春を迎えるに当り、年頭の御挨拶を申し上げます。皆様には益々御清祥にて新年を迎えられ、心からお慶び申し上げます。世界総人口が四十億、二十世紀後半には世界的食糧需給の緊迫が予想される今日、町村財政は未



會議議長 河津 揆

町内の皆様には、昭和五十一年の新春を迎えられたことを心から御慶び申し上げます。

石油ショック以来、高度成長から低生産性へとインフレと総需要抑制策に伴い、昭和元祿に終止符が打たれ、国民生活が非常に窮屈になり、消費の美徳から節約体制へ移行し、地方自治体も極度に圧

曾有の危機に直面致しております。強力な総需要抑制策の実施により、喫緊の国民的課題とされた物価問題は、一応鎮静化に成功しつつありますが、反面、我が国の経済低迷は地方行政に深刻な影響を与え、今や町村財政は減収補てんの為、巨額の地方債を抱え重大な危機にたたされております。その為、教育・福祉・医療・農林畜産商工業環境整備等の住民生活の安定確保施策の根幹とする町村行政は、運営いよいよ厳しく住民直結の明るく豊かな郷土造りを目指す私共町村の悩みは正に痛切であり、今こそ国民経済の継続的安定成長による適切な長期財政政策を確立し、

迫を受け、危機に瀕しております。不況の波が押し寄せてくる最中、我が南小国町においても、本年は緊縮財政を施行しなければならぬものと思われざるを得ません。

而して、緊急必要事項は重点的に執行されねばなりません。特に教育環境の整備、後継者育成、地域性特殊農産物の栽培、福祉施設観光開発、道路網の整備等と山積されていきます。

議会も民主主義のルールを尊重し、新たな感覚を持って、苦境を乗り越え、対処する覚悟でありますので、町民の皆様の暖い苦情と御協力をお願い申し上げ、年頭の挨拶と致します。

地方財源の抜本的拡充強化により、町村財政の危機打開をはかり、自治基盤の強化に努めるべきであります。私共はここに未曾有の難局を迎え、覚悟を新たに、豊かな町作りに一層の努力を傾注しその責務をはたす事を誓うものであります。町民の皆様のご協力と御指導を心からお願ひ申し上げます。特に財源の確保による地方財政の危機打開、老人医療制度を含む国保制度の抜本的改善、社会福祉施設の充実と福祉水準の確保、農・林・畜・商・工業対策と積極的拡充、義務教育施設の整備充実、町村農林道の整備と交通安全対策強化、環境施設整備の促進と生活環境の向上、過疎対策、地方振興と企業誘致の対策充実、温泉開発と事業の充実と対策、スポーツ振興と健康増進施策の強化等を基本に適正且つ確実に取り組み進めていく所存であります。五十年度は第二期山村振興事業、林道整備事業（県より追加指定を受け進行中であり）、第二次林業構造改善事業、林分改良開発事業（年次計画にて進めております）、黒川温泉資源の確保並びに公園の設置、保育園設置等は四月に開設の予定であります。県道竹田小国線も地元の皆様のご協力により、着々と進行してあり、改修後に国道に昇格する様、現在、国に陳情中であります。又、広域農業開発事業も地元住民の皆様との深い理解と協力により、

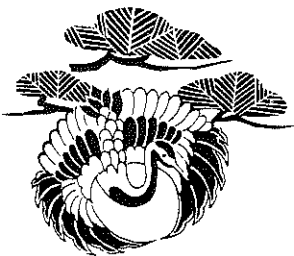
県内でも一番の開発基盤を作り、農業の源点である土作りによる農業の基盤を作り、畜産の振興と充実化を最大目標とし、約一千五百ヘクタールの開発調査も終り、五十二年より着工のはこびとなります。

中学校の建設

目標は五十年より五十一年度用地取得、五十二年に校舎建設、五十三年度特別教室棟の建設、五十四年度屋内運動場建設予定をいたしておりますが、地方超過負担の解消されていない現在、多大な建設費であり、財政措置に一段と多難が予想されますが、全力を傾注致す覚悟であります。但し、町村計画百年の計の町有林経営計画を取りこわさない事を第一条件としており、其の為、現在、役場・中学校・小学校・保育園と協力一致して三千円目標に節約運動を実施致しており、又、各事業も、国、県の事業縮小計画により中止及び繰延され、町単事業も繰延もやむ無きに至り、中学校建設進行まで、全町民の皆様との深い理解と最大の御協力を切にお願い申し上げます。入会林野整備事業も最終年度を迎え、また、計画されていない部落は早急に準備手続きされる様御願ひすると共に、本町林野活用達成する様、御協力をお願い申し上げます。尚、学校教育問題は慎重に取り組み、施設整備も速かに行ない、教員待遇も十二分に考える必要があります。

農業・畜産・林業・商業・工業問題は農業経営の抜本的改善、これは企業誘致と合わせ経営合理化を懸案作成中であります。老人福祉過疎対策、中小企業、交通安全対策の各問題は慎重に取りくんでいきます。県道産山小国線の改修、県道市原小川原線新設改修、波居原黒川間の促進、志賀瀬、馬場、中原河川の促進、田ノ原・馬場河川の新設着工工事等諸問題が山積されておりますが、いかなる難局も排除し、自信と希望を持って邁進し、全町民の皆様の万分の一のお役にたつ様、全力をあげ、力一杯献身する強い決意であります。最後に町議会議員各位をはじめ、全町民の皆様の暖い御支援と御協力、御指導、御鞭撻をたまわります様心からお願い申し上げますと共に、御家族一同様の益々の御健勝と御多幸を心からお祈り申し上げます。御挨拶と致します。

昭和五十一年元旦





農協長 宅野正之

謹んで新年おめでとうございます。

組合員の皆様には、組合事業に御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。昨年度は戦後最高の豊作で、お米も三万二千俵という豊作型の年でありましたが、本年も昨年以上の豊作であるよう念願するものであります。やつと世の中の物価も高価安定型になりましたが、その反面、お米が、一千二百萬トン



森林組合長 河津計助

謹んで新年の御祝詞申し上げます。昨年は何かと御世話になり有難うございました。

さて我が国は高度成長から安定成長への転換期となり、住宅産業の不振、木材需要の減退、紙消費の減少、輸出の伸び悩み等のため不況が浸透し、木材価格が安定せず、林業をとりまく諸情勢は、まことに楽観を許しません。

特に小径木の売れ行き不振と諸

以上の豊作で、今年も生産調整が一段と厳しいものと思われず。代換作として、胡瓜、煙草と本年の休耕田は最大の活用をして戴き、農家経済安定に寄与されんことを切にお願い申し上げます。椎茸も全量集荷目標にしておりますが、目標達成には、組合員各位の格段の御努力をお願い申し上げます。今農家が一番苦しいのは農業機械の過剰投資で、皆様には大切な機械をより以上有効に、八年でも十年でも長持ちするよう努力され、農業機械の出資を最少限度にとどめ、農家経済の安定と、貯金の増大を計ることが先決です。今年こそは、当農協十二億の常時貯金が達成されますよう、年頭に当り、お願い申し上げます。

経費の昂騰は、間伐対策上重要な問題であり、山林所得増収のため、保育間伐より利用間伐への移行、搬出のための林道、作業道開設が急務の問題となっております。又、かねて狭隘であった土場が、第二次林構事業の一環として、生産施設増強のため土場拡張工事を実施中で、関係各位の御協力により、山元貯木場として完成致しましたので御利用方お願い致します。山村に住む者にとつて、林業の振興をはからなければ、この町の発展はありません。林業の好不況が地域の経済を大きく左右していますが、本年は、辰年にあやかり、景気回復の年でありますよう念願しています。皆さんと一緒に頑張りましょう。

星和小創立百年祭 町内の最後を飾る



去る十一月十四日、星和小学校創立百周年記念式典が、新装になつた同校体育館において、町当局はじめ多年勤務された歴代校長、職員、御遺族等の多数の来賓を迎えて、午前十時より午後三時半にわたり、盛大にとり行なわれた。

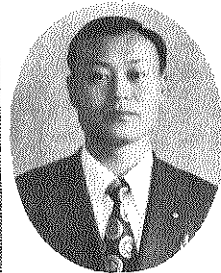
井時夫実行委員長長の経過報告を含めた挨拶に続いて、波多野八郎校長の星和小百年の歩みについて話があり、次に井実行委員長から本校に永年勤務して特に功績の顕著であつた四氏に、感謝状と記念品を贈呈、続いて町長、議長、歴代校長代表、同窓会代表の来賓祝辞があつて祝賀行事に移り、同校児童の学習発表、引き続き異無形文化財に指定されている地元、吉

原神楽の奉納があつた。その後、宴会に移り、祝杯を参会者で酌み交し、地元婦人会の民謡、漢詞披露、産山より楽団の応援もあつて、得意の喉も披露され、和やかな一日を過ごした。

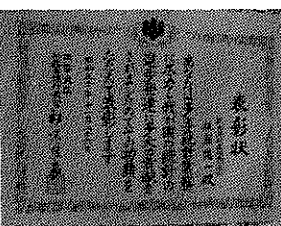
同校は明治八年六月六日に星和神社横に創立され、現在地に移つたのが明治三十三年、卒業者は九百三十七名、児童数の一番多い時は昭和三十五年の百三十二名で、昭和五十年十二月現在では僅かに三十三名となり、急激に変化していく過疎化の現象がうかがえる。

特筆すべきは明治三十八年、当時の校長後藤巳太郎氏と地元有志井改太氏の提唱による学校林創設で、校下全員寄付によつて十五町歩の学校林を得た。教育百年の大計の基礎を確立された先賢遺徳は、計り知れないものがある。

星和小後援会は学校後援に力を注ぎ、高い知性と教養、健全な身体、豊かな人間育成と校区の限りなき発展を目指して努力している。



佐藤陽一 39才



行政管理庁長官彰に輝く

十一月二十六日 全国統計大会が、今年度は熊本市民会館において開催され、全国より関係者二千四百余人が参加しました。この席上で、全国都道府県より四十六人が統計功労者として、国務大臣より表彰状を授与されました。本町より多年に渡り、町の財政を担当する佐藤係長がその功績を賞られ、表彰されました。氏は今年三十九才の若輩でありながらも、町の台所にいなくてはならない人材として、今後の活躍がおおいに期待されます。

※経営移譲に関する問答

(問一) 配偶者に対し所有権もしくは使用収益権を移転し、または使用収益権を設定して経営を移譲しても、経営移譲年金が支給されるか。

(答) いずれの処分方法により経営を移譲しても、適格な経営移譲とはならない。但し、配偶者が農業生産法人の常時従事構成員として、農業者年金に任意加入している時は、第三者移譲とみなされ適格な経営移譲となる。

(問二) 後継者移譲の相手方は、直系卑属の一人とされているが、甥や姪は含まれるか。また、娘婿(嫁)はどうか。

(答) 直系卑属とは、子、孫、曾孫などを指すものであるから、甥、姪および娘婿(嫁)のいずれも含まれない。

なお、これらの者が、経営移譲者と養子縁組をしている場合には、当該経営移譲者の直系卑属として取り扱い、後継者移譲の相手方となる。

(問三) 直系卑属を帰郷させて経営移譲をしようと思うが、帰郷後三年間耕作または養畜の事業に従事させなければ、適格な経営移譲とはならないのか。

(答) 直系卑属が後継者移譲の相手方として適格であるためには、当該経営移譲終了日まで引き続き三年以上耕作または養畜の事業に従事していた事を要するが、

これは必ずしも、経営移譲者の行っていた耕作または養畜の事業であることを必要とせず、他府県で養豚、養鶏等の事業に従事していたり、大学の農学部または農業高校等で農業に関する学科を学んだりしていた期間を含めて判断して差し支えない。

このいずれにも該当しない直系卑属については、ご質問のように、帰郷後三年間、耕作または養畜の事業に従事した後に経営移譲することになる。

(問四) 息子が農業高校を卒業する

農業者年金

経営移譲に関する問答

と同時に経営移譲したい。満十八才になったばかりであり未成年者であるが差し支えないか。

(答) 後継者移譲の相手方としての要件は、経営移譲終了時まで、引き続き三年以上耕作または養畜の事業に従事していたこととなっており、後継者が成年に達しているかどうかはとくに問うていない。

また、この三年以上という期間には、大学、高校において農業に関する学科を学んだ期間を含めて判断して差し支えないとして取り扱っているのをご質問の息子を相手に、高校卒業後直ちに後継者移譲をすることは差し支えない。

(問五) 農地法第三条の規定からみて、五十アール未満しか農地を耕作していない者が、農地を全くもっていない後継者に経営移譲することはできるのか。

(答) 農地法第三条の許可は、農地を取得しようとする者の経営面積が、取得後、原則として五十アール以上にならないければ、行なわれない。

ご質問のような場合には、第三

三者の農地等を併せ取得させるなど、後継者の経営が五十アール以上となるような措置を考える必要がある。

(問六) 経営移譲を受けた者が、その後移譲を受けた農地等を転用し、または、転用目的で売却した場合にも、遡って経営移譲年金の支給の裁定が取り消されたり、または支給が停止されたりすることはしないか。

(答) 適格な経営移譲であるための農地等の処分方法は、「農地等を農地等以外のものにするためのものでないこと。」と規定され

ているが、経営移譲を受けた者が、その後において、止むを得ない事由により、当該農地等を転用し、あるいは転用目的で売却したとしても、経営移譲年金の支給の裁定が取り消されたり、または支給が停止されたりすることはない。

(問七) 使用収益権の設定を行なつて経営移譲した農地等が、先方の都合で返還されてきたが、農地としての立地条件が悪いため、農業経営を再開するに至らず農地法の許可を受けて転用してしまった。この場合は、経営移譲年金は支給されなくなるのか。

(答) 経営移譲年金の支給停止事由は、基金法第四十六条に規定されているように、当該返還された農地等につき耕作または養畜の事業を再開したときとされている。したがって、返還後において農業経営を再開せずに転用せざるを得なかった場合には、経営移譲年金が支給されなくなるようなことはない。

(問八) 後継者移譲の場合に、経営者が移譲後も従来と同じように、耕作または養畜の事業に従事していても差し支えないのか。

(答) 後継者移譲の場合には、処分対象農地等のすべてについて、所有権または使用収益権を移転することにより、農業経営主たる地位を後継者に譲るわけであるが、その後も通常は後継者が

世帯を同じくすると考えられ、今度は世帯従事者の一員として耕作または養畜の事業に従事することはならぬ差し支えない。

(問九) 後継者移譲は、息子が給与所得者であつて、移譲後は農業農家となる場合にも差し支えないとされているが、この場合に一括生前贈与の特例は適用されるか。

(答) 一括生前贈与の特例は、受贈者(後継者)が受贈後すみやかにその贈与農地等を使つて農業に主業として従事する場合に限り、適用されることになっている。

しかしながら、農業の機械化に伴う省力化の進展から、相当な規模の農家でも兼業経営が可能となつたので、この要件を緩和し、兼業となる場合にも特例が適用される事になっている。

(問十) 後継者移譲は、息子が未成年者でも差し支えないとしていますが、この場合に、一括生前贈与の特例は適用されるのか。

(答) 一括生前贈与の特例は、禁治産者、準禁治産者とならび、未成年者は適用されないこととなつていますが、昭和五十年年度の税制改正により、満十八才以上の者に適用されることになった。



昭和50年度 主なできごと

震源地は南小国か！

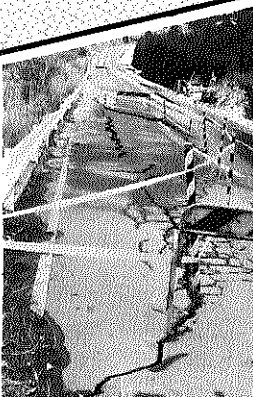
昭和五十年一月二十二日午後十二時四十分、震度四を記録する地震が発生。

震源地は県の北部、阿蘇山と九重山を結ぶ中間であることが発表。その後も断続的な余震があり、翌二十三日(木)午前

十一時十九分に震度五を記録する地震が再発された。

このため、満願寺南部、黒川、白川星和地区が被害地となった。

被害額は二千万円に登り、住家一部破損七棟、その他十一棟、道路水路の欠損五ヶ所、地盤の亀裂数ヶ所、農畜施設、観光サービス施設等が被害が大きく、県と町は道路の補修を急ぎ、罹災者には、商工会あ



地震災害 黒川・瀬ノ本間
50年1月22・23日

つせん
による
基金融
資を行
ない、
対策に
あたっ
た。



50年6月～8月

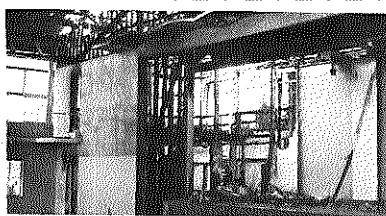
町としてはこの対策として、本年は町有森林約百ヘクタールについて、粉末薬剤散布と県にキジの放鳥を願い、又、県林業指導所等にも、同地区の土壌中の幼虫調査方を依頼しております。

コガネ虫異状発生

瀬ノ本地区を中心に、六月頃より八月頃までにわたり、コガネ虫が異状大発生し、特に瀬ノ本高原ホテルの水銀灯に群がるコガネ虫の大群は、近くの杉・松等の立木に大きな被害をあたえました。

この水銀灯で誘殺したコガネ虫は、その数なんと二千万匹にのぼりました。

中学校体育館火災



南中体育館火災 50年1月22日

昭和五十年一月二十二日午後二時四十四分頃南中体育館北側ステージ裏の用具入より出火、一三二㎡の一部損壊で三時三十分頃鎮火、出火原因不明、損害額約九百九十七万円と算定された。

50年4月27日

統一地方選挙、町民の審判下る

牛バエ幼虫症発生

昭和四十八年九月に、南小国町の一牧場に「アメリカ」から導入した「ヘレフォード」種に要因を発生し、四十九年に三十二頭中十二頭に発生、



牛バエ幼虫 50年5月以降

このため本町では急きよ対策をこうじ、町内各有畜農家に不安を与えないよう防除、又感染の恐れのある幼牛の一括買上、市場安定を計った。

死亡事故ゼロ

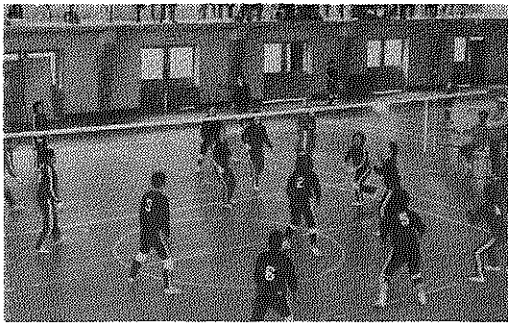
一〇〇〇日突破

二〇〇〇日ならず

50年8月23日



昭和五十年八月二十三日(土)小国地区交通安全推進大会の折、死亡事故ゼロ一〇〇〇日突破、二〇〇〇日折願を行ない、住民の安全を願った。しかし、七日にして、その夢も破れ振り出しにもどった。これを基に、死亡事故という悲惨な被害者にならないように、歩行者も運転者も住民一体となって、安全運動を展開し「初心忘るべからず」の気持であってほしい。



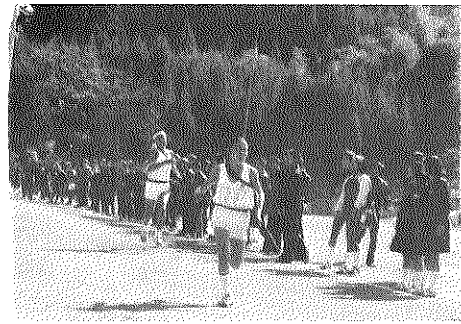
§ 南小国町婦人会バレーボール大会

場 所 南小国中・市原小体育館
 日 時 昭和50年11月30日午前9時開始
 成 績
 優 勝 新町チーム
 準優勝 中原チーム
 三 位 里組チーム
 〃 下中原チーム
 16チームが参加して、盛大に熱戦が行なわれました。



§ 市原校区ゲートボール大会
 共 催 公民館市原分館
 体育協会市原支部
 場 所 市原小グラウンド
 日 時 十一月十五日午後一時開催
 優 勝 市原Dチーム
 準優勝 市原壮年チーム
 三 位 TST2チーム
 参加十三チームにて小雨の中、熱戦を展開して盛会でした。

§ 町内学童球技大会
 日 時 昭和五十年十二月七日
 場 所 市原小体育館・南中体育館
 グラウンド
 ※バスケット競技
 一位 市原小クラブチーム
 二位 黒川小チーム
 三位 中原小チーム
 ※バドミントン競技
 一位 満願寺小チーム
 二位 市原小チーム
 三位 中原小チーム
 ※サッカー競技
 一位 市原小Aチーム
 二位 中原小チーム
 三位 市原小Bチーム



§ 南中校内駅伝大会 昭和五十年十一月二十二日

順位	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
年・組 区間	3-3	3-1	3-2	2-3	2-2	2-1	1-1	1-2	1-3	
1 区	●	○	●	○	●	○	●	○	●	
2 区	○	●	○	●	○	●	○	●	○	
3 区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
4 区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
5 区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
6 区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
7 区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
8 区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
9 区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
10 区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
11 区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
12 区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
13 区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
14 区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
15 区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
16 区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
17 区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
18 区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
19 区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
20 区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
順位 年・組 タイム	1 2 3	2 15 3	2 3 52 2	3 2 53 20	4 3 53 21	5 3 55 32	6 2 56 04	7 1 57 25	8 2 59 30	9 3 02 45

区間	区間賞者	距離 km	タイム 分:秒	区間	区間賞者	距離 km	タイム 分:秒
1	鎗水正一	2.4	7:45	11	北里玉男	2.5	8:00
2	佐藤直美	1.9	8:45	12	河津容泰	3.2	9:52
3	石橋みさ子	1.8	9:57	13	佐渡ちとせ	3.1	12:12
4	室原珠美	2.0	7:31	14	石橋正寿	3.0	10:14
5	太田逸郎	2.2	7:13	15	北里美保子	1.5	5:03
6	佐藤文代	1.3	6:27	16	佐藤栄子	1.6	6:27
7	高村龍治	2.1	6:52	17	岩下星人	2.7	9:42
8	北里 薫	1.9	7:42	18	橋本美鈴	2.7	10:39
9	井 雄一	2.1	7:02	19	石松伸也	2.2	6:30
10	北里富士子	1.8	7:14	20	鎗水功利	2.9	9:20

昭和五十年度町内部落対抗
 バドミントン大会
 去る十一月十四日・十七日の夜、南小国中学校体育館に於いて、町社会体育協会主催による町内部落対抗バドミントン大会が開催されました。
 今大会には、老若男女を問わず、町内各部落より九チーム百人余りが参加され、楽しさの中にも、緊迫したゲームが展開されました。
 成績は次のとおりでした。

Aブロック
 馬場 5:0 上町
 馬場 1:4 杉田
 上町 0:5 杉田

Bブロック
 満願寺 4:1 新町A
 新町A 0:5 波居原
 新町B 4:1 里組
 新町B 1:4 TST
 里組 1:4 TST

決勝
 杉田 3:2 満願寺
 杉田 3:2 TST
 満願寺 1:4 TST

以上の結果
 優勝 杉田チーム
 準優勝 TSTチーム
 三位 満願寺チーム
 となり、今大会がこれからも盛んになります様に……